

# 福祉の谷間「眼球使用困難症にも正当な障害年金を！」

光過敏により年中カーテンで光を遮り、白杖、日傘、画面読み上げ機能を駆使し、他人の助けを得ないといけない原告立川くるみの生活を「日常生活に著しい制限ではない」として年金2級にも該当しないとして原告の年金申請を国と東京地裁は棄却しました。

そこで第一審に引き続き第二審において東京高騰裁判所に真に公正公平な判決を求める署名を集めて提出します！是非ご協力お願いします。

なお、第一審の頃からネット署名change.orgにすでに署名された方は不要です。

発信者：立川 くるみ（本名 能戸幸恵）

宛先：東京高等裁判所第15民事部

要約：立川くるみが平成25年11月に申請した眼瞼痙攣による障害年金不支給取り消しを求める裁判

争点：原告の立川くるみの年金申請時である平成25年11月頃の状態が障害年金2級または1級に該当するか。

申請時の原告の病状： 極度の光過敏により、強い光・動く光を見ると堪え難い苦痛が発生するため、これら光を見ないようにする生活。外出時も最高濃度サングラスに片目は黒布を入れて盲目状態、片目には穴の空いた黒布を入れて対応、さらにアイマスク、日傘、白杖が欠かせず、パソコンやスマホも全盲者向けの画面読み上げ機能必須の生活。

注目：原告の障害原因となった「眼瞼痙攣」は局所性ジストニアの一種で自分の意志とは無関係にまぶたに力が入り、思うように目が開けられなくなったり、光過敏により、目を開けていられなくなる病気です。

ところが、障害年金の視覚に関する基準は視力と視野がメインであり、まぶたの運動障害や瞳孔障害はいかなる重症者でも3級の下の障害手当金に位置付けられています。中でも眼瞼痙攣は平成25年の法改正により、正式にこの障害手当金と固定されてしまったのです。

また、視力障害に着目すると、3級は両目の矯正視力（矯正視力というのはメガネをかけた視力）がそれぞれ0.1以下、2級は両目の矯正視力の和0.08以下、1級は両目の矯正視力の和0.04以下となっています。

裸眼視力が0.1以下の方は実際にメガネを外して生活してみれば大方これら等級の状態がイメージできるかと思います。

年金2級以上の受給者でも白杖を使っているとは限らないこと、拡大表示や対象物に近づくことで対応できる場合も多く、画面読み上げ機能を使わざるを得ないほどの状態というのがどれほどなのかイメージできるのではないのでしょうか？

実際視覚障害者手帳2級以上でほとんどの自治体が音声読書器や音声パソコンソフトを補助対象にしています。つまり、私は手帳1・2級の人向けの道具を使うことを余儀なくされている生活なのです。そして、視力基準で見ると手帳1・2級というのは概ね年金1級に相当するのです。

それが2級にも該当しないとは到底承服できるものではありません。ちなみに2級の大枠基準は「日常生活に著しい制限。またはそれを加える程度」となっています。私は外出範囲も限られており。読書やパソコン、家事においても著しい制限が加えられています。

注意点：勝訴した場合は申請した時期からの年金が発生することになり、その後症状が変動した場合はそれに応じた等級に変動します。

国は私の眼瞼痙攣発症時から現在に至るまでの状態で軽傷時代の情報まで用いて揚げ足取りをしています。あくまで争点は年金申請時の状態です。

その後に症状が変動した場合は更新時にそれに応じた等級が変わる仕組みです。

署名用紙はスキャニングして下記のメールにお送りくださるかご郵送下さい。

郵送の場合はお手数ですが下記のメールまでご連絡下さい。

立川くるみ

みんなで勝ち取る眼球困難フロンティアの会（G-frontier）代表

HP <https://g-frontier.xyz>

メール [info@g-frontier.xyz](mailto:info@g-frontier.xyz)

注：icloudからのメールはただいま受けられなくなっています。他のアドレスからの送信かicloudメールからはサイトのお問い合わせフォームからお願いします。

# 制度の谷間「眼球使用困難症」代表疾患眼瞼痙攣年金裁判 において真に公正公平な判決を求める署名

宛先：東京高等裁判所第15民事部

要望内容：原告能戸幸恵が平成25年11月に申請した頑健痙攣での障害年金を棄却した国に対する不支給取り消し請求訴訟において公正公平な判決を望みます。

注：ネット署名と合わせて提出しますのでchange.orgで既に署名した方は不要です。代理署名可能です。

表1

お名前	メールアドレス	お住まいの都道府県	人数カウント
			1
			2
			3
			4
			5
			6
			7
			8
			9
			10
			11
			12

## 裏

お名前	メールアドレス	お住まいの都道府県	人数カウント
			13
			14
			15
			16
			17
			18
			19
			20
			21
			22
			23
			24
			25
			26
			27
			28
			29
			30